

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

Galileopt DXにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・ 固定資産管理／リース資産管理 不具合対応

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【Galileopt DX 固定資産管理／リース資産管理】

- 『資産種類』で資産性格コード範囲が無形固定資産の備忘価額を「1円」または「数量」と設定している場合、該当する発生バージョンを適用後『DBバージョンアップ処理』時に「0円」で更新される不具合を修正しました。
※「0円」と設定している場合は不具合に該当しません。

<発生条件>

次の条件をすべて満たす場合に不具合が発生します。

- ・ 資産性格コード範囲が無形固定資産である。（初期設定では55～59）
- ・ 備忘価額の設定値が「1円」または「数量」で登録されている。

<発生バージョン>

Ver.1.12（2026年3月18日リリース）以降

<復旧方法>

【上記の発生バージョンを適用している場合】

『DBバージョンアップ処理』を実行済みの会社データでは、[設定] > [導入処理] > [資産] > 『資産種類』で無形固定資産の「備忘価額」をご確認のうえ、必要に応じて「1円」または「数量」と設定してください。

『DBバージョンアップ処理』を実行していない会社データで、無形固定資産の「備忘価額」を「0円」以外に設定している場合は、今回の更新プログラムを適用後に『DBバージョンアップ処理』を行ってください。

【上記の発生バージョンを適用していない場合】

不具合に該当しないため、確認・復旧は不要です。そのままご利用いただいて問題ありません。ただし、今後上記の発生バージョンを適用する場合は、『DBバージョンアップ処理』を実行する前に、今回の更新プログラムの適用をお願いいたします。

2. オンラインアップデートについて

オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは通常、自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。

※自動インストールの設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。

※オンラインアップデートの詳細につきましては、DVD-ROMの「Manual」>「インストール手順書」フォルダー内の「Galileopt DX MJSオンラインアップデート.pdf」をご参照ください。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップの方法につきましては、[「差分更新ツール操作マニュアル」](#)をご参照ください。
- (2) バージョンアップを行う前に、必ずデータをバックアップしてください。
- (3) 本プログラムの適用中はGalileopt DXの運用をすべて停止していただく必要があります。
- (4) 本プログラムを適用した場合、クライアントおよびWebクライアントのセットアップは不要です。
※ Galileopt DX Ver.1.12以降の各バージョンからバージョンアップを行った際のクライアントセットアップおよびWebクライアントセットアップの有無につきましては、[こちら](#)をご参照ください。

4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」または「MJS AIアシスト」をご利用いただけます。

【GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」について】

GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」は以下の方法で参照いただけます。

▼【Galileopt DXホームウィンドウ】



「MJS AIアシスト」とは株式会社 ミロク情報サービスが提供する製品について知りたいことを質問形式で入力することで、生成AIが回答を提示するチャット型サポートサービスです。「MJS AIアシスト」では、「よくあるお問い合わせ」「操作マニュアル」「カスタマーサービスセンターに蓄積されたナレッジ」をもとにAIが生成した回答を表示します。「MJS AIアシスト」は無料でお使いいただけます。

「MJS AIアシスト」の使用方法については、GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」のFAQ番号：12629を参照してください。

5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認くださいのうえ、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合のうえ、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認のうえをお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他のご注意

システム使用上の注意事項については、以下のとおりです。

- (1) システム全般（インストール等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 操作説明の詳細については、ヘルプ機能および各システムの操作マニュアルをご覧ください。
- (3) プログラムインストール後、データはすべて本プログラム専用となります。以前バージョンのプログラムでは使用できなくなりますのでご注意ください。

以上